

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

6 月号 Vol. 122

端午節はいかがでしたか？

まいど おおきに！

今年は 6 月 1 日が端午節だったので、中国では 5 月 31 日から 6 月 2 日までの 3 連休でした。そのため弊誌も 6 月 3 日が発信日となっています。

中国の SNS の動画をみると、よく金価格に関する動画を目にします。そしてあのジャック・マー氏も 2024 年の講演の中で、世界経済は将来的に不確実性に直面していると述べ、投資家は知識、健康、金といった分野の資産に注目するようにと示唆したとのことです。たしかに中東情勢、ロシアとウクライナの対立、そして中国と米国の関税政策は、市場を揺るがし続け、資金が金に向かおうとしており、世界の中央銀行による金購入量は 3 年連続で 1,000 トンを超えました。これは米ドルの信用力に対する懸念を反映しているとも言えます。また金採掘コストの上昇、環境保護政策による生産能力の制限といった金供給の伸びが鈍化していることも拍車をかけていると思います。世界的なドル離れが進むのか、それともドルによるシステムが続くのか、2025 年という年は本当に激動の年になりそうですね。

7 月の参議院選挙を控える中で、石破総理や森山自民党幹事長は、早々に消費税減税を行わない旨を発表しました。せっかくアメリカのトランプ大統領が、関税問題の中で輸出補助金という観点から消費税の問題を投げかけ、かつ日本国民も“消費税減税”を強く望んでいるという、日本政府にとって”消費税減税“を行うにはまさに千載一遇の機会であるにもかかわらず、政権与党自らがそれを拒否してしまいました。

そして本原稿を書いているときに、IT アナリストであり YouTuber でもある深田萌絵さんという方が、萩生田光一衆議院議員から名誉棄損で刑事告発されたという記事を見ました。その原因が、2 年前に成立した LGBT 理解増進法により、心が女性であると訴えれば、カラダが男性のままでも女子トイレ、女子風呂、女子の更衣室に入れることになってしまうのではないかという懸念をもつ人々を代表して、深田さんが当時、女性トイレを守るという活動を八王子を中心に行いました。その深田さんが、この LGBT 理解増進法を成立させた当時の自民党政調会長であった萩生田議員の選挙区である八王子から選挙に出馬するという声明を出した途端、萩生田議員が八王子警察に名誉棄損で深田さんを刑事告発したとのことです。そして 6 月 1 日には、深田さんも逆に八王子警察に脅迫被害を提出して受理されたとのこと。この真意はともかく、国会議員が一般人を刑事告発するというのは、やってはならないことではないでしょうか。

トランプ大統領が、2 期目の大統領就任日にいくつかの大統領令を出しましたが、その一つに「言論の自由を回復し、政府の検閲を終わらせる」がありました。言論の自由をまずなによりも優先したのです。

司法の武器化から脱却しつつあるアメリカと、司法の武器化の懸念が高まっている日本をみるような気がします。

それでも今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済情報1 CPIとPPT

国家統計局の発表によれば、4月の消費者物価指数(CPI)は前月比0.1%上昇(前月は0.4%低下)、前年同月比では0.1%低下(前月と同じ低下率)となった。コアCPIは前月比横ばいから上昇に転じ0.2%上昇した。前年同期比では0.5%増加し、成長率は安定した。工業生産者物価指数(PPI)は、前月比0.4%低下で前月と同じ、前年比では2.7%低下で前月より0.2ポイント上昇した。国際的な輸入要因が一部産業の価格に一定の下押し影響を与えているものの、中国の経済基盤は安定し、強靱性があり、各種のマクロ政策が協調して機能し、質の高い発展が着実に推進されており、一部の地域では価格がプラスに変化している。

1. 消費者物価指数(CPI)は前月比下落から上昇し、前年比ではわずかに下落したが、コアCPIの伸び率は安定を維持した

前月比で見ると、CPIは下落から上昇に転じ、上昇率は季節水準より0.2ポイント高く、これは主に食品と旅行サービスの回復によるものであった。食品価格は前月比0.2%上昇し、季節水準を1.4ポイント上回った。このうち牛肉は輸入量の減少などの影響を受け3.9%上昇した。一部の地域で海洋漁業が禁止されたため、海水魚の価格は2.6%上昇した。市場の初期段階では季節的に新果物の供給が減少し、ジャガイモと生鮮果物の価格はそれぞれ4.7%と2.2%上昇した。生鮮野菜と豚肉の価格はそれぞれ1.8%と1.6%下落したが、いずれも季節的な下落率より小さかった。需要の回復と休日要因の相乗効果により、旅行サービスの価格は大幅に回復した。航空券、レンタカー、ホテル宿泊、旅行の価格はそれぞれ13.5%、7.3%、4.5%、3.1%上昇し、いずれも季節水準を上回った。CPIの上昇による総合的な影響は前月比約0.10ポイントだった。国際的な金価格の変動により、国内の金宝飾品価格は10.1%上昇し、CPIは前月比約0.06%上昇した。

前年同月比で見ると、CPIは主に国際原油価格の下落傾向の影響を受け、わずかに低下した。エネルギー価格は前年同月比4.8%下落し、前月比2.2ポイント上昇した。そのうち、ガソリン価格は10.4%下落し、CPIを前年比で約0.38ポイント押し下げ、CPIの前年比下落の主な要因となった。食料品価格は0.2%下落し、前月より1.2ポイント低下し、CPIの低下に約0.03ポイント影響した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは0.5%上昇し、伸び率は安定していた。このうちサービス価格は前月と同じ0.3%上昇した。サービスのうち、家事サービス、高齢者介護サービス、教育サービスの価格はそれぞれ2.5%、1.4%、1.2%上昇し、上昇率は概ね安定している。エネルギーを除く工業消費財価格は0.4%上昇し、CPIに前年比約0.10ポイントの影響を及ぼした。そのうち、金の宝飾品の価格は35.8%上昇し、前月よりわずかに上昇した。衣料品及び通信用具は、それぞれ1.5%及び1.0%上昇し、上昇率は概ね横ばいであった。燃料車と新エネルギー車の価格はそれぞれ4.6%、3.4%下落し、下落幅は縮小した。

2. 生産者物価指数(PPI)の前月比下落率は前月と同じで、一部の産業セクターの価格は引き続き安定し、プラスの傾向を示している。

PPIは前月比0.4%低下し、前月と同水準となった。今月のPPI低下の主な要因は、第一に、国際的な輸入要因が国内関連産業の価格下落傾向に影響を与えたことである。国際貿易環境の変化により、一部の国際バルク商品の価格が急落し、国内関連産業の価格下落にも影響を与えた。

そのうち国際原油価格の下落傾向は、国内石油関連産業の価格の月次ベースでの低下を招き、石油・ガス採掘産業では前月比3.1%、石油精製製品製造業では2.5%、化学原料・化学製品製造業では0.6%それぞれ下落した。アルミニウム、亜鉛、銅など非鉄金属の国際価格の下落傾向は、国内アルミ製錬、亜鉛製錬、銅製錬のそれぞれ2.4%、1.6%、0.8%の低下を招いた。一部の輸出産業では価格が前月比で下落し、自動車製造業では0.5%、コンピューター・通信・その他電子機器製造業、家具製造業、金属製品製造業では0.2%それぞれ下落した。上記10産業の生産者物価指数は、前月比で約0.24ポイント低下した。

第二に、一部の国内エネルギー価格は季節的に下落している。北部の暖房は完全に終了し、石炭需要は伝統的な閑散期に入った。石炭採掘・選炭業と石炭加工業の価格はともに前月比3.3%下落した。新エネルギー発電はコストが低く代替効果が強く、風力発電の出力増加に伴い、電気・熱供給業界の価格は前月比0.3%低下した。上記3つの産業を合わせると、前月比で約0.10パーセントポイントのPPI低下につながった。

現在、消費促進などのマクロ経済政策が強化・拡大され、ハイテク産業の成長が加速し、一部の産業の需要が増加し、一部の地域では価格がプラスに変化している。まず、一部の業種で需給関係が改善し、価格の下落幅が縮小した。

各地のインフラ整備は着実に進んでおり、セメント各社は分断生産を順調に実施している。鉄金属製錬・圧延加工業と非金属鉱物製品業の価格の前年同月比下落率はそれぞれ前月比 1.4 ポイント、1.0 ポイント縮小した。消費や設備更新を促す政策が引き続き効果を発揮し、一部の消費財や設備製造製品に対する需要の解放が関連産業の価格の回復を促した。家庭用洗濯機の前年同月比下落幅は前月比 0.3 ポイント縮小、食品製造業および新エネルギー乗用車の前年同月比下落幅は 0.2 ポイント縮小した。電気機械等専用機械製造業は前年比下落幅が 0.7 ポイント縮小し、農林畜産漁業等専用機械製造業と金属加工機械製造業は前年比下落幅が 0.2 ポイント縮小した。

またハイテク産業の発展が関連産業の価格上昇を招いた。新しい品質の生産性が絶えず育成・強化され、科学技術革新と産業革新が深く融合し、インテリジェント製造、ハイエンド装備製造などの産業の発展が関連産業の前年比価格上昇を牽引した。ウェアラブルスマートデバイスの製造価格は 3.0% 上昇、航空機の製造価格は 1.3% 上昇、マイクロモーターおよび部品の製造価格は 1.2% 上昇、サーバーの製造価格は 1.0% 上昇、船舶および関連機器の製造価格は 0.8% 上昇した。

さらに、中国は貿易の多様化を継続的に推進しており、市場拡大により一部の輸出産業では前年比で価格が上昇、あるいは価格下落幅が縮小している。集積回路パッケージングおよびテストシリーズの価格は 2.7% 上昇し、半導体デバイス用の特殊装置製造の価格は 1.0% 上昇した。トラクター製造業、電子機器製造業、繊維・衣服・アパレル産業の価格下落率はそれぞれ前月比 1.2、0.7、0.3 ポイント縮小した。

法務情報

貿易摩擦の情勢下における契約の課題: 企業が活用しうる重要条項



1. はじめに

昨今、グローバルな貿易取引が多く課題に直面している。2025 年 4 月 2 日、米国のトランプ大統領は、相手国との対等な関税負担を目的として自国の関税を引き上げる「相互関税」の導入を公表した。目まぐるしく変化する各国の貿易政策とますます多発する世界的な貿易紛争は、グローバルサプライチェーンを再構築する一方で、企業の経営と貿易のリスクを激化させ、取引の安定維持が厳しい状況となっている。このようにグローバル貿易の課題が深刻化し、摩擦が激化している背景の下、本稿においては、取引の安定性の維持、契約内容の見直し、契約の終了などを考える企業に対し、関税などの政策の変更と関わる重要な契約条項について、中国の関連法令に基づき一定の考え方を提示するものとする。

2. 政策の変更と関連する重要条項

契約交渉においては、多くの当事者が、契約の安定性と取引の予測可能性を維持する特定の条項を契約に定めようとする。特に、予見・制御不能な外部的リスク（例えば法改正や政策の変更）の発生時に、これらの条項の解釈・適用が重要となる。

(1) 不可抗力

不可抗力は、契約に定められることが多く、通常、契約履行にあたり、予見、可避及びいづれか一方への帰責のいづれも不可能な事件に当事者が遭遇した場合における責任の分配及び結果が、その条項の内容となる。

中国の法体系において、不可抗力は法定の免責事由の 1 つとされている。民法典によると、「不可抗力」とは、当事者において予見、回避及び克服をすることができない客観的な状況をいい(180 条 2 項)、当事者の一方が不可抗力のために契約を履行しえないときは、不可抗力の影響に応じてその責任の一部又は全部が免除される(590 条)。それゆえ、契約に不可抗力条項が定められず、又は不可抗力の範囲が明らかではない場合であっても、当事者は、不可抗力の原則に基づく免責を主張することができ、人民法院・仲裁機関は、当該状況に対する不可抗力に該当するかどうかを判断することになる。

司法実務において、不可抗力は通常、自然災害その他偶発的な事件によって契約の正常な履行ができなくなった場合に適用されることが多く、政策のために履行が困難となった場合は、不可抗力と認められる可能性が低下する。

(2) 事情変更

この「事情変更」に関し、民法典 533 条は、契約の基礎的な条件に、契約締結時の当事者には予見しえず、かつ、商業上のリスクに属さない重大な変化が生じ、契約の履行を継続すると当事者の一方に明らかに不公平となる場合には、不利な影響を受けた当事者は相手方と改めて協議をすることができ、この協議が合意に達しないときは、人民法院

又は仲裁機関に対し契約の変更又は解除を請求しうる旨を定めている。

一般に、事情変更は、国の政策や市場環境の変化といった非自然的な事件が発生した場合に適用される。最高人民法院の「中華人民共和國民法典契約編通則適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」32 条 1 項には、契約の成立後において、政策の調整、市場需給関係の異常な変動などの理由により、契約締結時の当事者には予見不能で商業上のリスクに属さない価格の変動が発生し、契約の履行を継続すると当事者の一方にとって明らかに不公平となる場合には、人民法院において、契約の基礎的な条件に民法典 533 条 1 項に定める「重大な変化」が発生したものと認定しなければならないとの規定がある。

ここで、事情変更と商業上のリスクとの区別・差異について論ずると、一般に、商業上のリスクとは、事業活動において、種々の不確定要素に起因して、事業者に損失をもたらす機会又は可能性のある客観的な経済現象のことをいう。最高人民法院は、2008 年の国際金融危機に対応するため翌 2009 年に公布した「現在の情勢下における民商事契約紛争事件審理の若干の問題に関する指導意見」において、「商業上のリスクは、事業活動に従事する固有のリスクであり、例えば、異常な変動の程度に至っていない需給関係の変化、価格の騰落などが挙げられる。これに対し、事情変更は、当事者が締結時に予見することができなかった市場システムに非固有のリスクである。人民法院は、ある種の重大かつ客観的な変化が事情変更に該当するか否かを判断するにあたっては、そのリスクが社会通念上事前に予見しえない類型のものか否か、リスクの程度が正常人の合理的な予想をはるかに超えているか否か、リスクを防止及び制御が可能か否か、取引の性質が通常の「高リスク・高収益」の範囲か否かなどの要素に注意して考量しなければならない。市場の具体的な状況を踏まえ、個別の事案ごとに事情変更か商業上のリスクかを判別する。」ことを明らかにしていた。

実務的観点からすると、事情変更の原則は、適用要件が比較的厳しい。一部の事例は、当事者において予見可能な政策の変更を商業上のリスクと認定しており、例えば(2016)最高法民終 781 号事件(任氏と張氏との間における採鉱権譲渡契約紛争の上诉状)では、最高人民法院は、企業が経営の過程において、自社の属する産業に関する政策について一定の理解と予測をするべきであり、政策の変更によって契約の履行ができなくなっても、予見しえない商業上のリスクには該当せず、事情変更の原則は適用されないとの判断を示している。しかし、政策の変更が十分に突発的で、その予測は不可能であり、かつ、その影響ゆえに契約の履行を継続すると著しい不公平となるときは、事情変更と認定されることも考えられる。

現在の国際貿易の環境において、各国間で相互に設定された関税障壁は、すでに通常の政策調整の枠内に収まっておらず、国際貿易に対する影響は顕著で、伝統的な政策変動の通常の水準を超えている。これらの変化・変更が予見可能か否か、正常な商業リスクといえるか否かは一概に論じられない問題であるとはいえ、事情変更原則適用の一定の可能性が示されている。

(3) 契約における貿易用語

国際貿易に関する契約においては、取引の価格構成、責任の分担、リスクの負担などを明示する貿易用語を定めるのが通常であるが、これにも注意を払わなければならない。例えば、FOB 条件(本船渡し条件)の下では、売主の責任は、目的物を船積みして運送業者に引き渡すところまでに限られるのが通常で、その後の危険負担は買主に移転するのに対し、CIF 条件(運賃保険料込み条件)の下では、目的物の運送中の運賃、保険料などの費用の負担が売主に求められる。

また、貿易用語にも関税の負担者が定められ、「インコタームズ 2020」に定める 11 の貿易用語のうち、商品の輸入国における輸入関税を売主/輸出者の負担とするのは DDP(関税込み持込渡し条件)のみであり、その他の貿易用語においては、いずれも買主/輸入者による負担となる。このように、国際貿易においては、契約にいずれの貿易用語が用いられるかによって、関税の負担者が定まる。

(4) 重大な不利益変更

この「重大な不利益変更」に関する条項は、企業の M&A や融資に関する契約で多用され、特定の事情下における契約解除権を当事者に与えることがその主な機能である。一般に、契約締結後から契約の目的完了までの特定の期間において、取引全体に実質的な脅威を与えうる事件が発生した場合には、当事者において契約を解除しうるものと定められ、具体的に何がそれに該当するのかは、当事者の合意による。

通常、当事者の一方の財務状況、業績、事業展開などに重大な不利益変更が生じ、取引価格が著しく低下し、又は取引リスクが顕著に増加した場合、相手方当事者は、この条項に基づいて契約の解除を主張することができる。複雑で変化に富む国際情勢及び政策の変更によって、重大不利益事件が成立して重大な不利益変更となるか否かについては、各当事者が定めた条項の内容に応じて定まる。例えば、企業の業績が関税政策の突然の変更によって重大な打撃を受けることも考えられ、関税障壁の突然の引上げによって、企業のコストの急激な増加、市場競争力の著しい低下、さらには連鎖反応による企業価値の大幅減が生ずることもありうるが、このような状況において、取引の相手方が重大な不利益変更条項を根拠に契約解除を主張しうるか否かについては、具体的な事案ごとの検討が必要となる。

3. おわりに

世界経済の不確実性が高まる状況の下、越境的な商活動に対する政策リスクがますます顕著になりつつある。企業が問題への適切な対応をするため、履行中の契約については、世界的な貿易政策の動向を常に注視し、契約履行のリスクを定期的に検査し、活用しうる法令規定や契約条項などを検討することが重要となる。これに対し、締結予定の契約については、将来における契約紛争の発生を可能な限り予防するとの観点から、国際的な貿易環境及び各国の政策の動向を踏まえ、契約履行に影響しうる各種の要素を事前に評価したうえ、外部リスクと関連する条項を設定することが提案される。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報

課税対象輸出貨物へのサービスの最適化及び管理の規範化に関する公告



ビジネス環境をさらに最適化し、対外貿易輸出の質の高い発展を促進するために、2025年3月25日、国家税務総局、財政部、税関総署など5部署は共同で「課税対象輸出貨物へのサービス最適化・管理規範化に関する関連事項の公告」(国家税務総局 財政部 商務部 税関総署 国家市場監督管理総局公告 2025年第8号)を公布しました。主な内容は下記の通りです。

- 一、納税者が課税対象貨物を輸出する際に、現行規定に従って、国内販売貨物と見なして増値税、消費税を徴収する必要がある。
- 二、納税者が自社輸出または委託輸出した課税対象貨物にかかる増値税、消費税を申告納付する場合、「財務局 国家税務総局 貨物役務輸出の増値税及び消費税政策に関する通知」(財税[2012]39号)の第七条、第八条などに規定された具体的な課税範囲、納税額の計算方法に従って実施する。
- 三、課税対象貨物を輸出する納税者は、納税義務が初回で発生した時に税務部門にて情報登録確認などの納税関連事項を処理し、法律、行政法規に定められ申告期限、申告内容に基づき納税申告を行う必要がある。
- 四、納税者が課税対象貨物を輸出、または輸出を委託する場合は、規定に基づき通関手続きを行い、輸出通関書類を規範化で完全かつ正確に記入しなくてはならない。
- 五、課税対象貨物を輸出する納税者は、市場監督管理部門に登録抹消を申請する前に、まず税務部門に登録抹消手続きを行う必要がある。市場監督管理部門と税務部門が納税者の税金完納情報を共有している場合、納税者は紙の税金完納証明書を提出する必要がある。
- 六、課税対象貨物を輸出する納税者、通関企業、通関人員などの主体と関連人員は、通関書類を偽造、変造、売買してはならず、架空輸出、商品価値の虚偽申告、または過少申告などをしてはならない。上記の違法行為が発見された場合、「中華人民共和国租税徴収管理法」、「中華人民共和国税関行政処罰実施条例」などの関連法律法規により処理される。犯罪となる場合は、法に従って司法機関に移送され、刑事責任が追及される。
- 七、企業が貨物を輸出する場合、法律に基づき企業所得税を納めなければならない。
- 八、本公告は公布日の2025年3月25日より施行される。本公告に明記されていないその他税収管理事項は、引き続き現行規定に基づいて実施される。

(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海國際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>

お問い合わせは
MYDO まで!!

